

平成 29 年度第 2 回岡崎市子ども・子育て会議 議事録

日 時：平成 29 年 10 月 6 日（金）14：00～15：00

場 所：岡崎市役所西庁舎 3 階第 1・2 委員会室

出席委員：12 人

大岩みちの（会長）、竹内えり、大澤さゆり、中根よし子、安藤徹也、
長坂尚希、水野周久、猪飼由美子、笹部耕司、倉橋加代子、平山香里、
山田安世

欠席委員：3 人

古田学、小田昌男、磯貝泰隆

傍聴者：なし

1 開会

2 議題

(1) 幼保連携型認定こども園の認可について（非公開）

(2) おかざきっ子 育ちプランの変更について（公開）

3 閉会

《主な質疑、意見など》

議題（１）幼保連携型認定こども園の認可について

※ 岡崎市情報公開条例第 7 条第 2 号に該当する個人情報を含むため、審議は非公開で実施した。

事務局： 本議題については、市長から本会議へ諮問がありましたので、審議結果を市長へ答申することになります。

（事務局から資料により内容について説明）

委員： 1号認定の数が2号認定の数の一割程度と説明がありましたが、一割程度の根拠はありますか。

事務局： 幼稚園部分の定員の確保につきましては、愛知県が行います。愛知県では、県をいくつかのエリアに分けています。その中で岡崎・幸田エリアは既存の幼稚園の定員数及び利用者数を考えると、新たに幼稚園認定の枠を設ける必要がないというのが愛知県の考え方と聞いています。岡崎・幸田エリアでは、新たな幼稚園の定員の確保よりも保育園の定員の確保の必要性が高いため、保育園の定員を決めた時にその一割程度であれば教育認定の部分の確保しても良いとの回答でしたので一割程度としています。

（挙手により採決）

会長： 賛成多数ですので、本会議の意見として、「適当と認める」と市長へ答申いたします。

議題（２）おかざきっ子 育ちプランの変更について

（事務局から資料により内容について説明）

委員： 量の見込みで4年生から高学年に移行された理由を教えてください。

また、需要が増えているということで31年度以降も継続して整備を進めるということですが、目途はありますか。

事務局： 児童福祉法の改正のより、放課後健全育成事業の対象が全児童となったこと、また、4～6年生までのニーズもあることから4年生から高学年に変更いたしました。

整備の目安としては、次期計画が32年度から5か年間となりますので、

遅くとも次期計画の期間内には解消できるように計画していきたいと考えています。

委員： 放課後子ども教室対応について、改正案では現行の約4倍の数値になっていますが、担い手の育成や確保の見通しは立っていますか。

事務局： 学区こどもの家は、主に教職員OBの指導員2人体制で運営していますが、放課後子ども教室を実施している33館につきましては、3人体制で運営しています。改正案が現行の4倍の数になっていますが、既にかばん下校を行っている児童が多く含まれている状況です。

会長： 指導員に関しては主に教職員OBなので、理解と指導力があるという理解でよろしいですか。

事務局： 指導員の選考を行っており、また、研修等を適宜実施しておりますので、子どもの居場所としての管理体制は整っていると考えています。

閉会（15：00）